

京丹後市建築物耐震改修促進計画（案）

平成19年12月

京丹後市

京丹後市建築物耐震改修促進計画

目次

〇 はじめに	P2
(1)住宅・建築物の耐震化の必要性	P2
(2)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の改正	P3
(3)「京丹後市建築物耐震改修促進計画」の目的	P4
(4)「京丹後市建築物耐震改修促進計画」の位置付け	P4
(5)計画期間	P5
(6)対象地域	P5
1 耐震化の現状と目標設定	P6
(1)想定される地震の規模と被害の状況	P6
(2)耐震化の現状	P9
1) 住宅	
2) 市有公共建築物	
3) 耐震化施策の現状と実績	
4) 耐震改修等の目標設定	
1) 住宅	
2) 学校の耐震診断・耐震改修の実施状況	
2 建築物の耐震化を進めるための取組	P16
(1)耐震化促進に向けた基本的な取組方針	P16
(2)耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策	P17
(3)安心して耐震改修を行うことができる環境整備の取組	P20
(4)耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組	P20
(5)地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	P21
3 資料編	P22

0 はじめに

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

京丹後市では、昭和2年3月7日午後6時27分頃に発生したマグニチュード7.3の「北丹後地震」により、死者(行方不明含む)2,440人、重傷1,053人、軽傷1,437人、家屋被害は全壊4,384棟、半壊4,384棟、焼失6,719棟という大震災を受けた歴史を持つ。

一方、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊や火災等により多くの人命や財産が奪われたことは記憶に新しい。

当時の建設省は、直ちに「建築震災調査委員会」を設置し、被害状況や被害原因の調査を行った結果、昭和56年5月31日以前の耐震設計基準(旧耐震設計基準)に基づいて建築された建築物に被害が多かったことが判明し、同年12月には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という)が制定された。

さらに、近年では、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発し、ひとたび大地震が発生すると被害は甚大になると想定される。

〔北丹後地震と近年の地震被害状況〕

発生年(和暦)	地震名	地震規模	死者行方不明(人)	負傷者(人)	建物全半壊(棟)	その他被害(棟)
1927(S2.3.7)	北丹後地震	M7.3	2,925	7,806	全壊 12,584 半壊 9,443	焼失 8,287 全焼 6,459 半焼 96
1995(H7.1.17)	兵庫県南部地震	M7.3	6,435	43,792	104,906	住家全焼 6,148
2001(H13.3.24)	芸予地震	M6.8	2	288	844	
2004(H16.10.23)	新潟県中越地震	M6.8	40	2,867	6,458	
2005(H17.3.20)	福岡県西方沖地震	M7.0	1	750	90	一部損壊 2,721
2007(H19.7.16)	新潟県中越沖地震	M6.8	11	1,959	4,279	一部損壊 34,749

〔資料〕北丹後地震：奥丹後震災誌、新潟県報道資料 H19/8/27

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）の改正

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて「耐震改修促進法」制定後の平成17年3月30日の中央防災会議で、『今後10年間で地震被害を半減させる』という減災目標が確立されたところである。

この目標を達成するために必要となる住宅の耐震化率の目標（現在の住宅の耐震化率75%を10年後に90%とすること）が決定された。これを踏まえ、平成17年11月に「耐震改修促進法」の一部が改正され、新たに下記の項目が規定されたところである。

【改正の主な内容】

- ① 多数の者が利用する建築物等(特定建築物)の所有者に耐震診断・改修の努力義務があること
- ② 所有者が耐震改修計画を申請し、認定された耐震改修工事については、耐震関係規定以外の不適格事項があっても適用しない特例を設けること
- ③ 国土交通大臣が基本方針を策定し、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することで計画的に耐震化を促進すること
- ④ 特定建築物に対して、所管行政庁による指導、助言、指示等を実施し、指示に従わない場合は公表すること
- ⑤ 耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供等を実施すること

(3) 「京丹後市建築物耐震改修促進計画」の目的

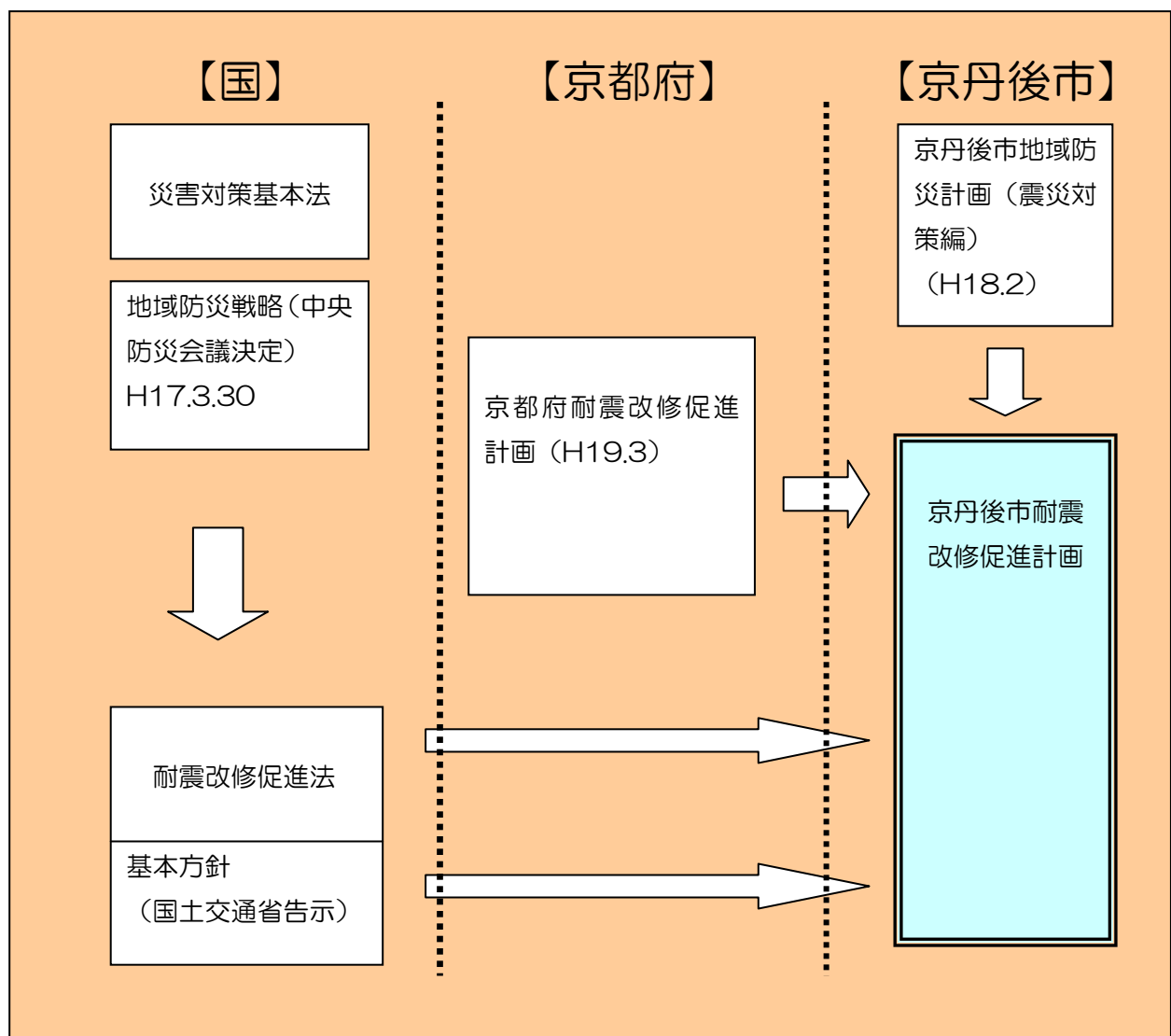
「京丹後市建築物耐震改修促進計画」(以下「促進計画」という。)は、地震による既存建築物の倒壊等の被害を未然に防止するため、旧耐震設計基準で建築され、現行の新耐震設計基準を満たしていない既存不適格建築物について、耐震性の向上を図り市民の生命及び財産を保護することを目的とする。

(4) 「促進計画」の位置付け

「促進計画」は、耐震改修促進法第5条第7項により、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年1月25日 国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。)及び「京都府耐震改修促進計画」を踏まえ策定する。

また、計画の策定及び施策等の実施に際しては、本市の防災対策の基本となる「京丹後市地域防災計画(震災対策編)」(平成18年2月策定)との整合も図る。

〔耐震改修促進計画の位置付け〕



(5) 計画期間

「促進計画」の期間は、平成19年度から平成27年度までとする。

なお、本計画内容及び進捗状況等を検証するなどの進行管理の中で、必要に応じて見直しも行うものとする。

(6) 対象地域

本計画の目的に鑑み、「市内全域」を計画の対象地域としつつも、特に既成市街地で倒壊により市民の避難・救助及び消火活動の支障・緊急輸送道路閉塞となる住宅等の建築物については、優先して耐震改修を促進させることとする。

1 耐震化の現状と目標設定

(1) 想定される地震の規模と被害の状況

京丹後市域に被害をもたらすと思われる大規模な内陸性直下型地震について、次のとおり地震の規模を想定する。(京丹後市地域防災計画 H18.2 より)

	想 定 地 震	マグニチュード	断層の長さ
1	花折断層地震	7. 6	4 7 km
2	西山断層系地震	7. 5	4 5 km
3	黄檗断層系地震	7. 1	2 5 km
4	三峠断層地震	7. 0	2 1 km
5	上林川断層地震	7. 0	1 9 km
6	若狭湾内断層地震	7. 0	2 0 km
7	山田断層地震	7. 4	3 3 km
8	郷村断層地震	7. 4	1 3 km

「京都府地震被害想定調査」によれば、京丹後市付近の想定震源は⑤上林川断層地震・⑥若狭湾内断層地震があげられているが、この2つの想定震度は、いずれも京丹後市の大部分で震度5弱、一部の地域で震度5強が予想されている。

一方、政府の地震調査研究推進本部の「山田断層帯の長期評価について」によれば⑧郷村断層帯の300年以内の地震発生確率は0%とされており、山田断層帯の将来における地震発生の確率は今のところ不明とされている。

①人的被害想定

人的被害については、原因を建物倒壊によるものとし、発生時間帯は被害量が最大となる「早朝(未明)」を想定する。

[平成17年5月京都府地域防災計画による](単位:人)

	京 都 府 全 域		京都府北部	
	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
花折断層	10,400	102,530	130	2,810
西山断層系	5,030	71,460	780	16,150
黄檗断層系	4,860	57,570	0	0
三峠断層	650	14,010	580	12,430
上林断層	620	12,580	620	12,580
若狭湾断層	30	410	30	410

②建物被害想定

〔平成17年5月京都府地域防災計画による〕（単位：棟）

	京 都 府 全 域	
	被害棟数	全壊棟数
花折断層	384,300	212,600
西山断層系	305,400	127,100
黄檗断層系	253,000	101,100
三峠断層	50,400	28,900
上林断層	45,400	25,900
若狭湾断層	1,500	800

③想定される地震の規模と被害の状況

〔京都府地震被害想定調査委員会(H19.8.6)による被害予測〕

断層名	京丹後市 最大震度	死者(人)	要救助者 (人)	全壊(棟)	半壊・一部損 壊(棟)	備考
郷村断層帯（京 丹後市網野町沖 一同市大宮町）	7	2,200	9,300	76,600	60,600	
山田断層帯（兵 庫県豊岡市一宮 津市北部）	7	1,600	※ 2,700	55,000	49,300	

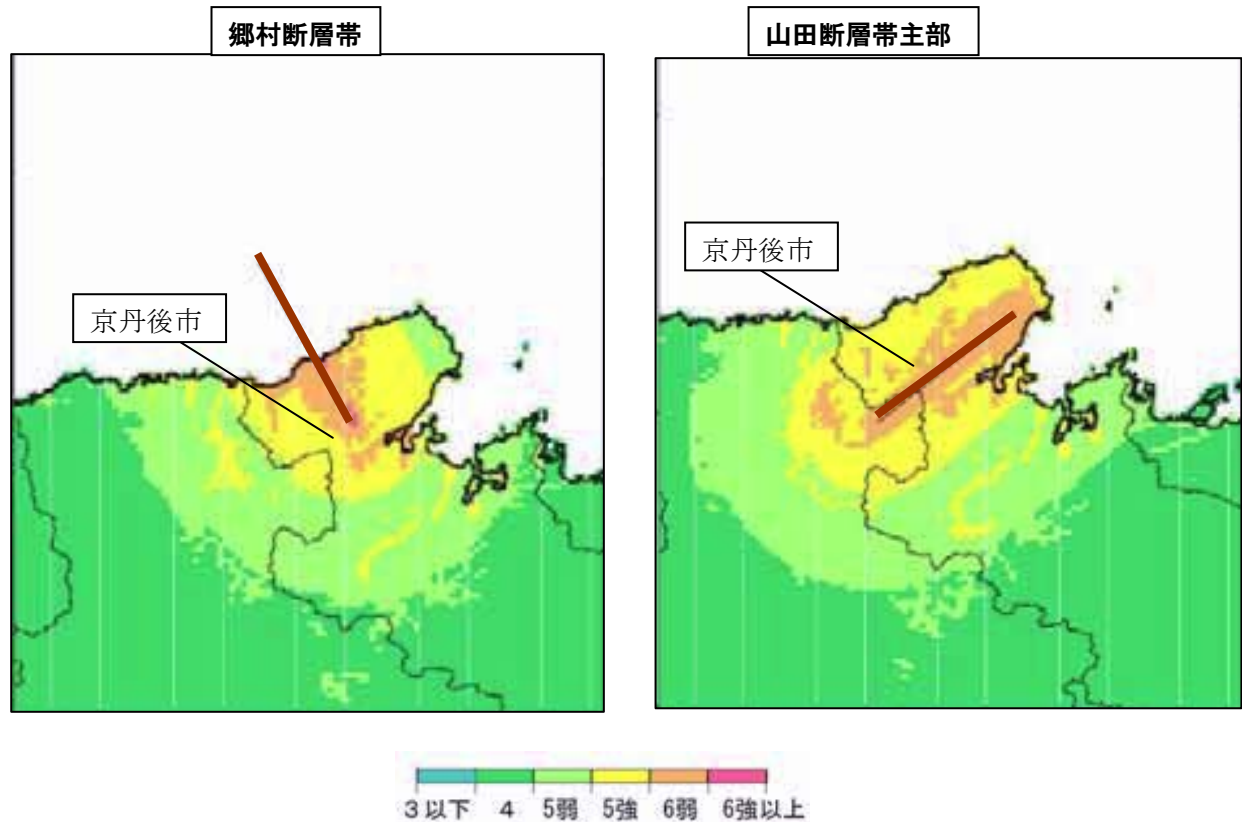
※負傷者

上記の表は、平成19年8月6日に開催された、京都府地震被害想定調査委員会で示された被害予測であるが、京丹後市は郷村・山田断層帯の2つの断層帯が大きく影響し、それらが震源となる地震が発生した場合、被害は甚大になると予想される。

④震源断層を特定した地震動予測地図

「山田断層帯」「郷村断層帯」では京都府北部、「京都西山断層帯」「上林川断層」「三峠断層」では京都府中部地域、「花折断層帯」では京都市から京都府南部地域において、震度5強以上の強震動が予測されている。

「簡便法」による主要断層帯で発生する地震に対して予測された地表の震度分布図(出典:「全国を概観した地震動予測地図」報告書)は下図のとおりである。



(2) 耐震化の現状

1) 住宅

平成17年国勢調査世帯数と京都府建築物耐震改修促進計画の「住宅の耐震化率の推計(H15)」より算定した本市の昭和56年前後の住宅数は以下のとおり、居住世帯 16,774 棟のうち木造住宅の耐震性を有する住宅は 8,421 棟で、耐震化率は未だ 50.2%である。

〔住宅の耐震化の現状と耐震化の目標〕

(単位:棟)

区分	昭和 56 年 以 降 の 住 宅 ①	昭和 55 年以前の 住宅 ②	住宅数 ④ (①+②)	耐 震 性 有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率(%) (平成 17 年度)⑤/④	備考
		うち耐震 性有③				
木造	7,282	9,492	16,774	8,421	50.2%	
		1,139				
非木造	3,360	834	4,194	3,993	95.2%	
		633				
合計	10,642	10,326	20,968	12,414	59.2%	
		1,772				

2) 市有公共建築物

市有公共建築物は、小規模な施設(100 m²以下の附属的建築物を除く)や不特定多数が利用しない施設を除外して算定をした結果は、「京丹後市公有建築物耐震化率表」のとおりである。

該当の公共施設棟数は805棟であり、旧耐震基準で建築した棟数は364棟、その内特定建築物(注 1)が 37 棟(10.16%)、特定行政庁の指示対象建築物が 25 棟(特定建築物のうち 67.56%)である。

新耐震基準で建築された棟数は 441 棟で、耐震化率は 54.78%である。

駅舎、消防施設、診療所、保健施設、下水道施設、社会体育施設、体験・交流施設、公園、水産施設は新耐震基準で建築されており耐震性を期待できる。

耐震化率が 80%以上の施設は体育館(一般・中学校)、水道施設、老人福祉施設、温泉施設であり、70%以上が庁舎、中学校の校舎、焼却場や火葬場の環境衛生施設、病院である。

また 50%以上が社会福祉施設、集会施設、農林業施設、商工施設である。

50%を下回る施設として、保育所、幼稚園、小学校(体育館含む)等の教育関係施設や公民館、公営住宅が低い数値となっている。特に公営住宅は、旧耐震で建築された住宅が137棟あるが、17団地が既に耐用年数を経過しており、大半は木造の1戸建てやコンクリートブロック造の平屋建て長屋住宅がほとんどである。

注 1:P26 参照

〔京丹後市公有建築物耐震化率表〕 （耐震化率の高い用途順）

(単位:棟)

用途	棟数	旧耐震			新耐震 基準	耐震化率
		基準	特定建築物	指示対象		
駅舎	8	0	0	0	8	100.00%
消防施設	7	0	0	0	7	100.00%
保健施設	2	0	0	0	2	100.00%
下水道施設	25	0	0	0	25	100.00%
社会体育施設	10	0	0	0	10	100.00%
体験・交流施設	5	0	0	0	5	100.00%
公園	5	0	0	0	5	100.00%
水産施設	5	0	0	0	5	100.00%
水道施設	20	1	0	0	19	95.00%
老人福祉施設	8	1	0	0	7	87.50%
温泉施設	8	1	0	0	7	87.50%
診療所	7	7	0	0	6	85.71%
車庫	19	3	0	0	16	84.21%
観光施設	24	4	0	0	20	83.33%
体育館(中学校)	10	2	1	0	8	80.00%
体育館(一般)	5	1	0	0	4	80.00%
病院	9	2	1	1	7	77.77%
環境衛生施設	17	4	0	0	13	76.47%
中学校	28	8	4	4	20	71.42%
庁舎	10	3	2	1	7	70.00%
商工施設	3	1	0	0	2	66.66%
農林業施設	21	8	0	0	13	61.90%
集会施設	76	29	0	0	47	61.84%
その他施設	95	41	0	0	54	56.84%
社会福祉施設	10	5	0	0	5	50.00%
体育館(小学校)	31	17	0	0	14	45.16%
小学校	91	51	18	12	40	43.95%
保育所	47	29	7	4	18	38.29%
公営住宅	183	137	0	0	46	25.13%
公民館	6	5	2	1	1	16.66%
幼稚園	5	5	2	2	0	0.00%
図書館	1	1	0	0	0	0.00%
歴史・文化施設	4	4	0	0	0	0.00%
合計	805	45.21% 364	[10.16%] 37	(67.56%) 25	54.79% 441	

〔公営住宅の耐震診断状況〕

平成 19 年 4 月現在

(単位：棟)

	総 数	昭和 55 年以前 (旧耐震)	昭和 56 年以降 (新耐震)	耐震性確 認	耐震診断 未実施	耐震化率
中層耐火住宅	5	1	4	1	0	100%
簡易耐火低層住宅	30	26	4	26	—	100%
木造住宅	148	110	38	0	110	25.68%
合計	183	137	46	27	110	39.89%

3) 耐震化施策の現状と実績

①京丹後市の既存建築物の耐震化促進の施策

1. 民間木造住宅及び共同住宅関係の助成制度

本市の民間木造住宅及び共同住宅関係の助成制度は下記のとおりである。

年度	要綱制定	制定日	主な内容	備考
2006 (H18)	京丹後市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱	平成18年6月20日	市が耐震診断士を派遣(自己負担2,000円)	国 1/2 府 1/4 市 1/4
	京丹後市共同住宅耐震診断費補助金交付要綱	平成19年3月1日	共同住宅の耐震診断費に対して補助	国 1/3 府 1/6 市 1/6 施行者 1/3
2007 (H19)	京丹後市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱	平成19年度制定予定	木造住宅の耐震改修費に対して補助	府 2/6 市 1/6 施行者 3/6 ※耐震改修費の1/2 上限60万円

2. 地元の京都府木造住宅耐震診断士の育成と期待

本市が平成18年度から実施している、京丹後市木造住宅耐震診断士派遣事業については、耐震診断の希望者に対し、地元の京都府木造住宅耐震診断士資格を持つ建築士に診断を依頼し派遣を行っている。

そのことで、地元診断士に、木造住宅への地震の影響や耐震診断・耐震改修に関する正しい知識や的確な技術を修得させるとともに、自らの業務にも活かすだけでなく、市民に「安心と安全」を供給する一翼を担ってもらい、合わせて市内の木造住宅の耐震化率向上に真に関わってもらうことにも期待するものである。

〔京丹後市内の京都府木造住宅耐震診断士登録者数と診断実績〕

H19.12 現在

	京都府登録者数(人) 〔京丹後市在住分〕	契約者数(人)
平成16年度	7	
平成17年度	10	
平成18年度	10	13
平成19年度		5
合計	27	18

4) 耐震改修等の目標設定

1) 住宅

(1) 耐震化の目標設定

京丹後市内の「耐震性が不十分」と判断されるものは8,554棟(40.8%)であり、将来想定される郷村・山田断層地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな「住宅の耐震化」に継続的に取り組む必要があり、京都府建築物耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を国の耐震化計画から10年後の平成27年度末に90%とすることを目標とする。

〔住宅の耐震化の現状と耐震化の目標〕

(単位：棟)

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅 ② うち耐震性有③	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (平成17年度) ⑤/④	耐震性が不十分な住宅	耐震化の目標 (%) (平成27年度末)
木造	7,282	9,492 1,139	16,774	8,421	50.2%	8,353	—
非木造	3,360	834 633	4,194	3,993	95.2%	201	—
合計	10,642	10,326 1,772	20,968	12,414	59.2%	8,554	90.0%

(2) 木造住宅耐震化と診断の目標

本市の住宅棟数は、平成17年国勢調査から算出すると16,774棟であり、これに新築・除去のデータ(税務課調べ)を差し引くと、平成27年度までに、16,124棟(約650棟の減少)と推計される。この内、「耐震性が不十分」とされるものは、約5,600棟(34.9%)と見込まれる。

したがって、この間の減失と新築を加味すると、自然的な耐震化率は65.3%に上昇していると想定でき、目標値との差は、耐震化のための各種施策を組み合わせる必要がある。

その具体例として、本市では、平成18年度から、国・府の補助を受け、耐震診断士派遣事業を実施しており、初期の予定では、平成20年度までに60棟の診断完了を計画しているが、さらに耐震化率を向上させるため、耐震診断の目標年次の延伸や目標戸数の増高も検討しなければならない。

〔木造住宅耐震診断士派遣実績・予定〕

(単位：棟)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
耐震診断棟数	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
累計	20	40	60	80	100	120	140	160	180	200

2) 学校の耐震診断・耐震改修の実施状況

(1) 耐震化の状況

本市の公立学校は平成18年度末で、小学校31校、中学校9校、幼稚園2園の合計42校(園)の公立学校施設を管理しており、その内公立学校の耐震診断については、峰山小学校(5棟)、大宮第一小学校(5棟)、宇川小学校(3棟)、神野小学校(1棟)、佐濃小学校(2棟)、の5校は既に耐震診断を実施済みであり、耐震診断実施率は77棟中16棟(20.8%)。

また中学校については、平成19年度末に峰山中学校(5棟)、高龍中学校(1棟)の2校の耐震診断完了の予定も加えると10棟中6棟(60.0%)が済むこととなる。

耐震改修工事については、神野小学校(1棟:H11)、大宮第一小学校(5棟:H14-15)、宇川小学校(3棟:H16)の3校が既に改修を完了しており、耐震改修率は77棟中9棟(11.7%)。中学校については、耐震改修の実績は0%である。

〔市立小中学校の耐震診断及び耐震改修実績〕

学校種別	学校(園)名	耐震診断棟数	診断年	耐震改修棟数	耐震改修年度	備考
小学校	神野小学校	1	H10	1	H11	
	大宮第1小学校	5	H13	5	H14・15	
	宇川小学校	3	H14・15	3	H16	
	峰山小学校	5	H17	0	—	
	佐濃小学校	2	H18	0	—	
中学校	峰山中学校	5	H19	0	—	
	高龍中学校	1	H19	0	—	
幼稚園	峰山幼稚園	0	—	0	—	
	網野幼稚園	0	—	0	—	

(2) 学校の耐震診断・耐震改修の目標

公立学校の耐震診断・耐震改修については、平成18年度に京丹後市学校施設耐震化優先度調査を実施し、その結果に基づき耐震診断・耐震改修を実施することとしているが、学校の統廃合について合併時からの課題となっており、平成19年度から市内学校の再配置については「学校再配置検討委員会(以下「検討委員会」という)」が発足しており、2年後を目標に一定の結論が出る方向である。

このようなことから、全ての学校施設で耐震診断を行うには効率的でない実状がある。今後、検討委員会の再配置計画の答申結果を踏まえるとともに、耐震化優先度調査結果に基づき、効率よく学校の耐震化事業を進めることとする。

3) 公共施設の耐震診断・耐震改修の目標

(1) 公共建築物の耐震診断の目標

京丹後市所有の、学校を除く公共建築物では、市役所市民局(網野・弥栄庁舎)2棟、病院(市立弥栄病院)1棟、公民館(峰山・丹後)各1棟の計5棟が特定建築物に該当をしており、これらの施設については、すべて耐震診断は未実施である。

今後、用途別の公共施設管理計画を立案し、優先度の高い公共施設から計画的に耐震診断の実施を行なう。

(2)公共建築物の耐震改修の目標

病院の耐震化については、早期に耐震診断及び耐震改修工事を実施すべく計画中であり、市役所、市民局、公民館についても、不特定多数が利用する施設であり、災害時の拠点にもなるため早期に耐震診断・耐震改修を行う必要がある。

今後、用途別の公共施設管理計画を策定し、計画的に耐震改修工事を実施する中で、平成27年度までの早い段階に改修を終えて、安心して市民に活用してもらえる公共施設を目指す。

2 建築物の耐震化を進めるための取組

(1) 耐震化促進に向けた基本的な取組方針

①耐震化の課題

○耐震化を促進するにあたっての主な課題

【民間建築物】

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者 1 人ひとりが、居住者の生命の安全確保はもちろんではあるが、地域防災対策を「自らの問題、地域の問題」としてとらえ、意識して取り組むことが不可欠である。

市は、こうした民間建築物の所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修工事を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じるなど、耐震改修工事促進の阻害要因をきめ細かく解決していくことを基本的な取組方針とする。

【阻害要因となっている課題】

- ・精密診断の費用負担
- ・市民が精密診断を誰に依頼したらよいかよくわからない
- ・耐震改修費の負担問題
- ・耐震改修時の仮住まいの問題

【公共建築物】

京丹後市の市有施設の耐震診断未実施棟数は、学校関係で70棟(全体の 56.5%)、その他公共施設で 722 棟(38.9%)であり、耐震診断費用だけでも多額の費用が必要となることも、市内全体の耐震診断の実施率が向上しない一因と考えられる。

②基本的な取組方針

○耐震化を促進するにあたっての主な取組方針

【民間建築物】

市民に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について、普及啓発活動を積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制(耐震改修促進税制、住宅ローン減税)を活用しながら、建築物の耐震改修工事の促進を図る。

《啓発例》

- ① 広報紙(広報きょうたんご)による啓発
- ② イベント時の住宅相談会等の啓発活動
- ③ 建築関連団体との啓発活動
- ④ 市のHP活用による啓発

【公共建築物】

国が定めた目標年次である平成27年度までに用途別の公共施設管理計画を早期に策定し、優先度の高い公共施設から計画的に耐震改修を実施し、公共建築物の耐震化率の向上を目指す。

(2) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

国・府による耐震改修補助制度は、30戸／1haの密集市街地要件が必要とされているが、京丹後市は町村合併したところであり、既成市街地が広域的になったことから、特に避難・緊急輸送道路閉塞・消火活動の支障をきたす既成市街地については、耐震改修工事を計画する市民に対して積極的に助成支援を行なう。

①住宅の耐震化の支援策一覧

年度	支援要綱	主な内容	備考
2006 (H18)	京丹後市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱	市が耐震診断士を派遣（自己負担 2,000 円）	国 1/2 府 1/4 市 1/4
	京丹後市共同住宅耐震診断費補助金交付要綱	共同住宅の耐震診断費に対して補助	国 1/3 府 1/6 市 1/6 施行者 1/3
2007 (H19)	京丹後市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱（予定）	木造住宅の耐震改修費に対して補助	府 2/6 市 1/6 施行者 3/6※耐震改修費の 1/2 上限 60 万円

②特定建築物の耐震化の支援策

〔耐震化を促進する上で考慮すべき優先順位〕

	京丹後市
1. 防災拠点として使用する特定建築物	京丹後市の地震時の避難所の指定は、一部旧耐震の特定建築物であるため、これらの建築物は優先的に耐震診断・耐震改修を行う。
2. 緊急輸送道路沿道を閉塞する可能性があり、避難・物資供給に支障を及ぼす建築物	①京都府と協力し緊急輸送道路沿道の特定建築物の詳細調査を行い、現況及び危険度の把握・整理を行なう。 また、緊急輸送道路閉塞対策重点地区について検討を行い、その地区が耐震診断・耐震改修を進められるよう協力を行なう。 ②道路閉塞状況の詳細予測を行なう。 ③道路閉塞対策課題の抽出と支援の検討を行なう。
3. 密集市街地内及び避難路を閉塞する可能性がある特定建築物	密集市街地内及び避難路を閉塞する可能性がある特定建築物の現況及び危険度の把握・整理を行なう。

③京都府の耐震化の支援策

京都府の耐震改修工事が対象となる融資

◇21世紀住宅リフォーム資金融資【安全安心型】

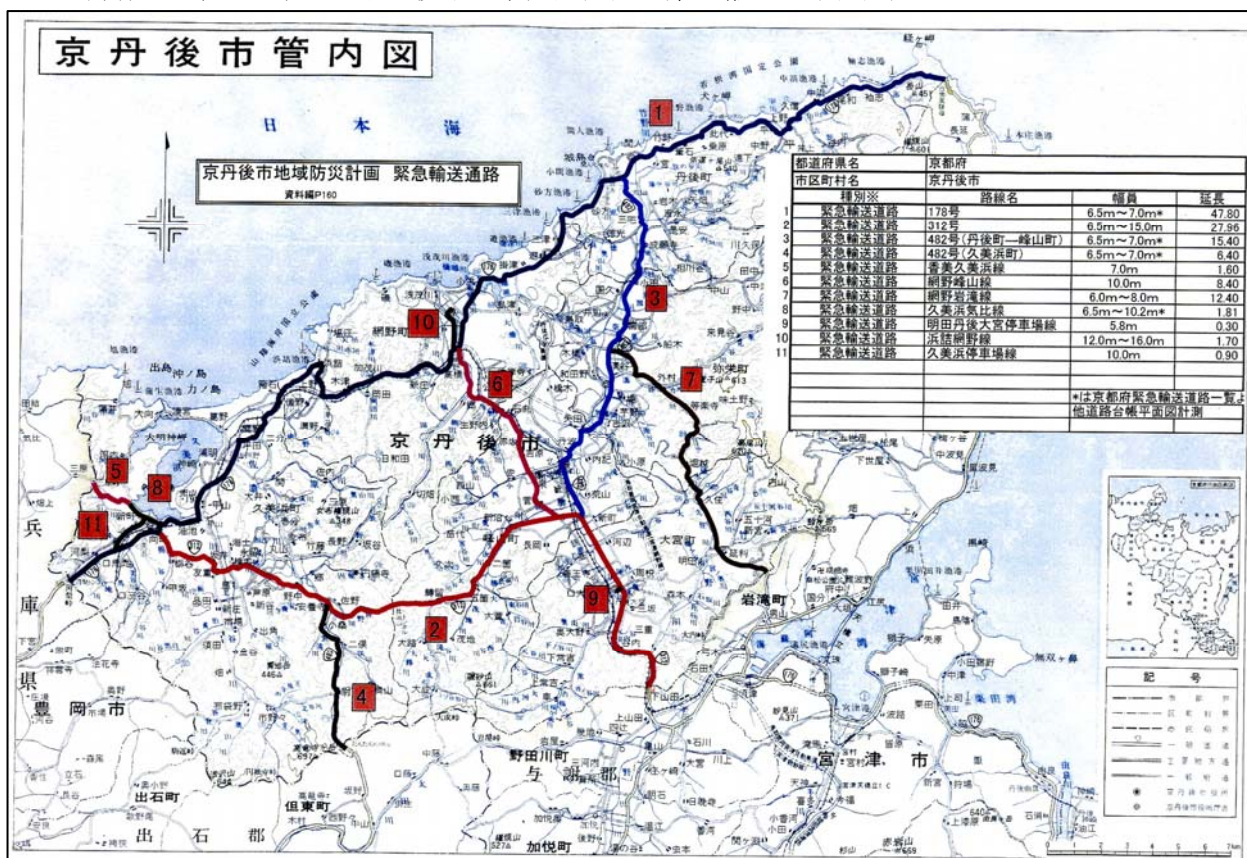
融資額 350 万円

償還期間・利率形式 10年以内固定金利

④緊急輸送道路網図等

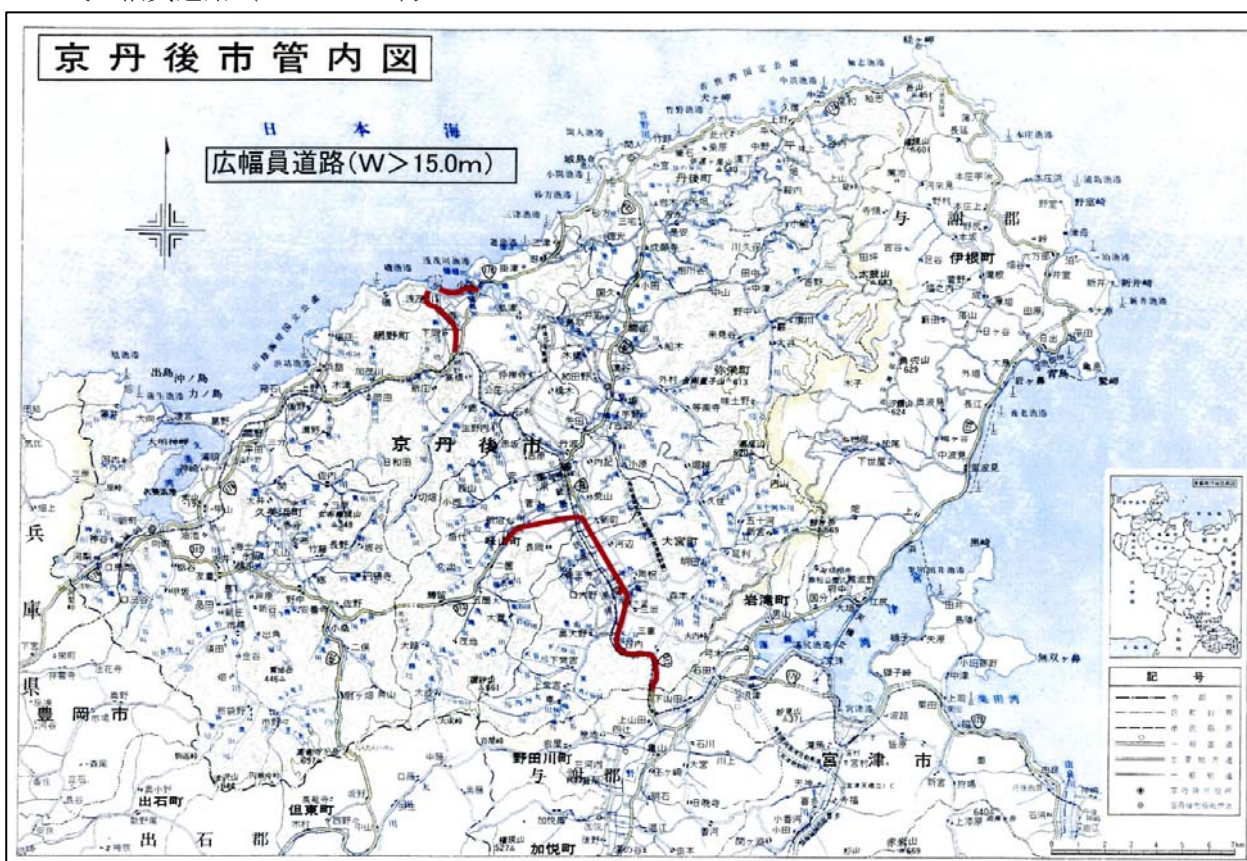
本市地域防災計画緊急輸送道路網図は下記のとおり。

〔平成 18 年 2 月策定の京丹後市地域防災計画 緊急輸送道路網図〕



本市の幅員が15m以上の道路網図は下記のとおり。

〔幅員道路 (W>15.0m)〕



京都府が定める丹後広域ネットワーク図は下記のとおり

〔丹後広域ネットワーク図（平成 19 年 3 月京都府作成）〕



(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境整備の取組

京丹後市内で耐震化が必要な住宅や特定建築物の所有者等が、安心して耐震改修に取り組むために、下記の3項目を重点的に取組む。

- ① 耐震診断・耐震改修の設計や施工ができる地元在住の専門家の育成を行う。
- ② 希望する診断士の耐震診断・耐震改修の実績等を積極的に開示し、市民が閲覧しやすい環境をつくることで、耐震改修を促進させる。
- ③ 建築士会・建築設計事務所協会等の関係各種団体と協力して耐震改修相談会を行い、市民が安心して住宅の建設や耐震改修工事が実施できるようにする。

(4) 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取組

京丹後市内で耐震化が必要な住宅や特定建築物の所有者等が、耐震化の必要性に対する知識や認識を深め、耐震化に取り組もうとする意識啓発を図るため、本市は京都府と協働で、下記の2項目を重点的に取組む。

①京丹後市地震ハザードマップの作成・公表

- 1、京丹後市地震ハザードマップの作成及び各戸配布
- 2、市のホームページへの掲載

※地震ハザードマップとは、市内に影響を及ぼすと考えられる、地域ごとの揺れをきめ細かく表した「地震マップ」で避難場所や地震が発生したときの注意点や避難の心得、持ち出し品などを記載したマップで、既に本市では京丹後市防災マップと称して、土砂災害や浸水災害時のハザードマップの各戸配布を完了している。

②耐震教育等

- 1、市内の自治区の集会等で希望される地区に「耐震出前講座」を実施する。
- 2、小中学校で耐震授業を実施し、地震被害の恐ろしさや地震が起きたらどうすればよいかなどを学習させる。
- 3、住宅相談体制の整備及び情報提供を充実させる。
- 4、耐震診断・耐震改修等のパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会を開催する。
- 5、リフォームにあわせた耐震改修を誘導する。
- 6、各種関係団体と連携した耐震改修相談会を行なう。

(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、京丹後市民の震災時の総合的な安全確保に向けて、本市が京都府と協働で行う取り組みは、下記の5項目を重点的に取り組む。

- ①屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策
- ②ブロック塀の安全対策
- ③建築物の不燃化の促進
- ④宅地の耐震化のための、被災宅地危険度判定士の養成促進
- ⑤屋内の安全対策についての情報提供
家具等の固定・家具扉の固定・火災の予防措置等

資料編

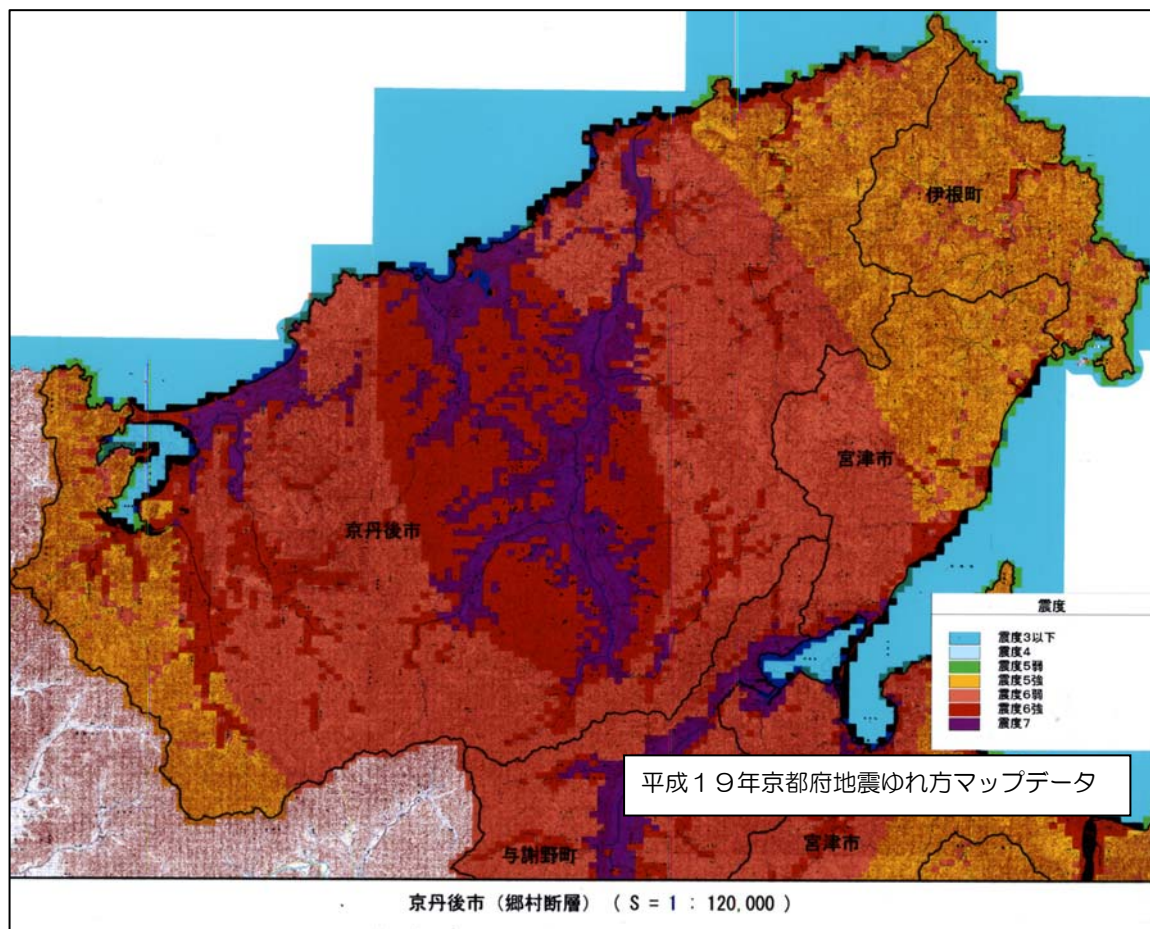
京都府北部の地震のゆれやすさマップ……………	P23
木造住宅耐震診断結果……………	P24
建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要表……	P26

京都府北部の地震のゆれやすさマップ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模(マグニチュード)」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なり、一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほどゆれは大きくなる。

しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなり、この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。

【平成19年度「表層地盤のゆれやすさマップ」(京都府調査)】



京丹後市木造住宅耐震診断士派遣事業結果

【平成18年度木造住宅耐震診断士派遣事業結果データ】

内容	実績
募集棟数	20棟
応募者数	21人
診断士派遣決定	20棟
不決定	1棟
依頼診断士数	14人

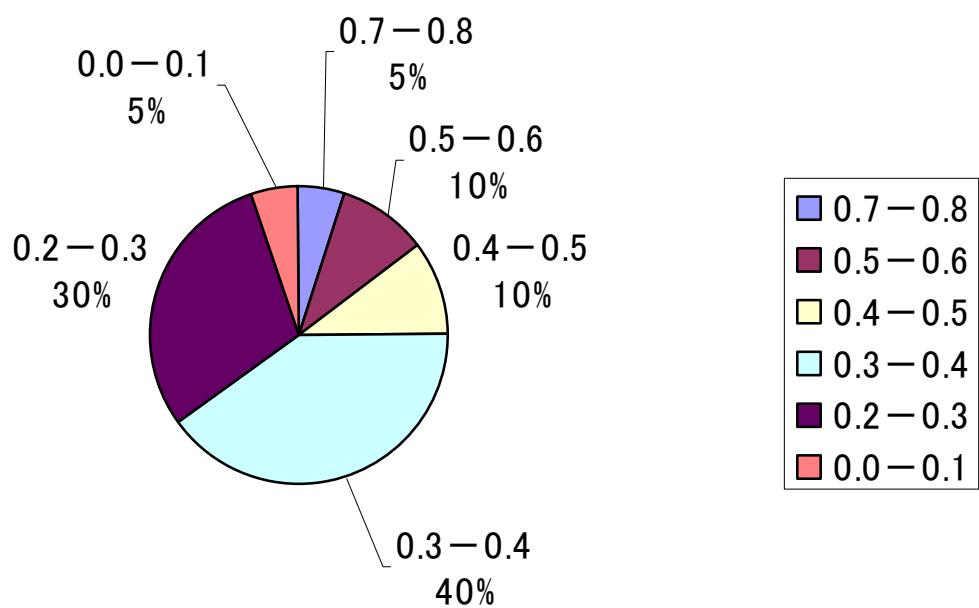
【町別申込件数データ】

町名	棟
峰山町	7
大宮町	4
網野町	3
弥栄町	0
丹後町	0
久美浜町	6
合計	20

【診断結果】

上部構造評点	件数
1.0 以上	0
0.9－1.0	0
0.8－0.9	0
0.7－0.8	1
0.6－0.7	0
0.5－0.6	2
0.4－0.5	2
0.3－0.4	8
0.2－0.3	6
0.1－0.2	0
0.0－0.1	1
合計	20

平成18年度木造住宅耐震診断上部構造評点分布



【平成19年度木造住宅耐震診断士派遣事業結果データ】

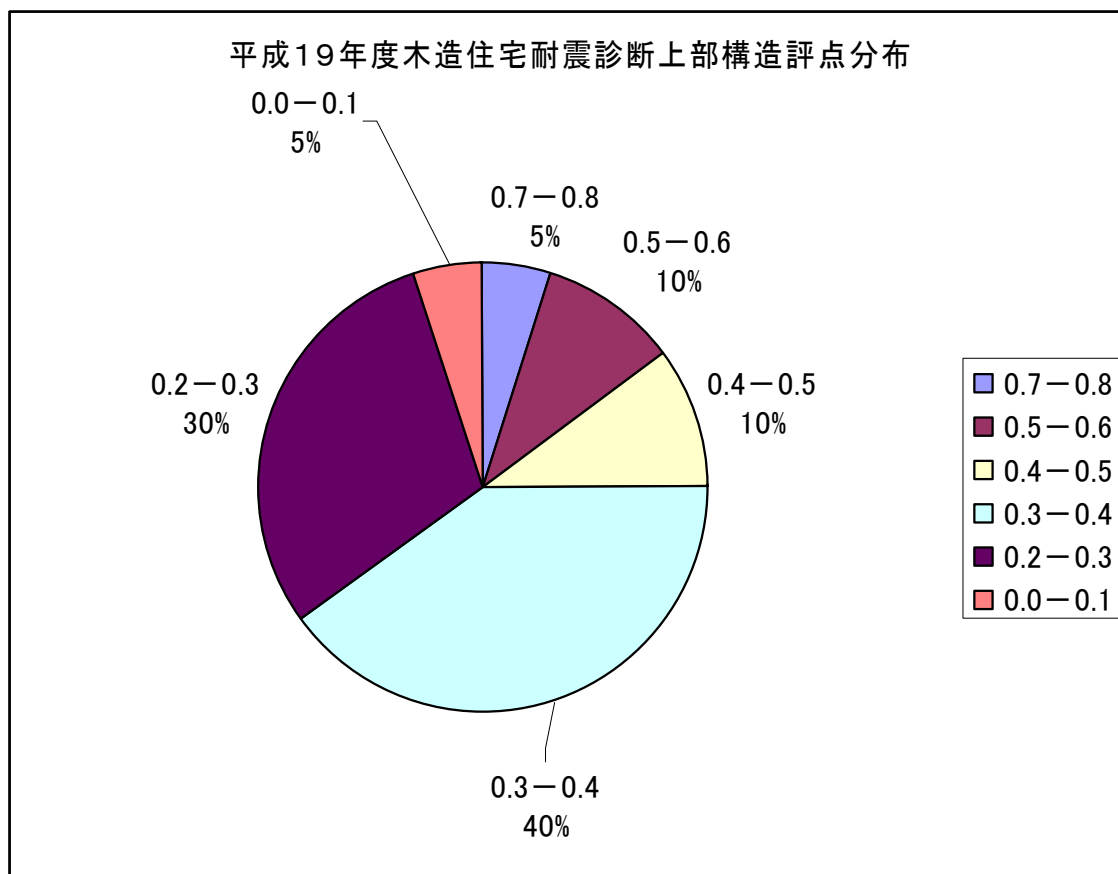
内容	実績
募集棟数	20棟
応募者数	20人
診断士派遣決定	20棟
不決定	0 棟
依頼診断士数	18人

【町別申込件数データ】

町名	棟
峰山町	9
大宮町	4
網野町	2
弥栄町	3
丹後町	0
久美浜町	2
合計	20

【診断結果】

上部構造評点	件数
1.0 以上	0
0.9－1.0	0
0.8－0.9	0
0.7－0.8	1
0.6－0.7	0
0.5－0.6	0
0.4－0.5	1
0.3－0.4	8
0.2－0.3	7
0.1－0.2	3
0.0－0.1	0
合計	20



建築基準法			旧基準		新耐震基準
			建築物の用途など	建築物の規模など	
耐震診断・改修の努力義務が課せられる施設	特定建築物	多数が利用する用途の建物 官公署建築物（法 6-1）	病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、ボーリング場等の運動施設・診療所・映画館・公会堂・卸売市場・マーケット等の物品販売店舗・ホテル・共同賃貸住宅・老人福祉センター・博物館・遊技場・公衆浴場・飲食店・理髪店等のサービス業を営む店舗・工場・交通ターミナル・自動車車庫・官公署の建築物	階数 3 以上かつ延べ床面積 1000 ㎡以上	耐震診断・改修不要
			体育館	延べ床面積 1000 ㎡以上	
			幼稚園 保育所	階数 2 以上かつ延べ床面積 500 ㎡以上	
			小学校等 老人ホーム等	階数 2 以上かつ延べ床面積 1000 ㎡以上	
		危険物の貯蔵等（法 6-2）		指定容量以上の保管施設	
		多数の者の避難を困難とする恐れがあるもの （法：6-3）		府耐震改修促進計画に記載された道路に面するもの	
		所管行政庁の指示対象施設	幼稚園 保育所	特定建築物のうち 延べ床面積 750 ㎡以上	
小学校等 老人ホーム等	特定建築物のうち 延べ床面積 1500 ㎡以上				
特定建築物のうち危険物の貯蔵等の建築物	特定建築物のうち 延べ床面積 500 ㎡以上				
その他	特定建築物のうち 延べ床面積 2000 ㎡以上				
施設の重要度を考えて耐震改修を進めるべき施設		上記以外の施設			